令和元年７月２４日

障　害　者　支　援　課

**令和元(2019)年度　福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る**

**福祉・介護職員等特定処遇改善計画書等の提出について**

【対象：京都市を除く府内市町村に所在する障害福祉サービス等事業者】

　平成31年３月25日の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」の公布（令和元年10月１日施行）により「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」が創設されました。

　令和元(2019)年度に福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢを算定している事業者で、**令和元(2019)年10月１日から福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、令和元(2019)年度分の「福祉・介護職員当特定処遇改善計画書」の提出が必要**となります。

　つきましては、下記にご留意の上、必要書類を提出していただきますようお願いします。

記

**１．提出先（別添提出窓口一覧参照）**

　　　・：京都府健康福祉部障害者支援課

・障害児通所支援、障害児入所支援又は障害福祉サービス等：事業所所在地を所管する各保健所（加算体制届の提出先と同様、それぞれの窓口に提出してください。）

※　複数事業所のうち、一部が京都市内に所在する場合は、別途京都市に提出する必要があります。詳細は、[京都市障害保健福祉推進室ホームページ](http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000133453.html) をご確認願います。

**２．提出書類**

（１）福祉・介護職員等特定処遇改善計画書

①別紙様式２：福祉・介護職員処遇改善計画書

　　　②別紙様式２添付書類１：福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(指定権者内事業所一覧表)

　　③別紙様式２添付書類２：福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(届出対象都道府県内一覧表)

　　　④別紙様式２添付書類３：福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

　　　⑤別紙様式２添付書類４：職員分類の変更特例に係る報告

※　添付書類の提出については、複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等の特例に該当する場合、提出をお願いします。

③ …複数の事業所が保健所管内及び京都市内にまたがる場合

④ …複数の事業所が都道府県をまたがる場合

　　　　※　経験若しくは技能等を鑑みて、通常の職員分類では適正な評価ができない職員の特性を考慮し、職員分類の変更事業所内配分における職員分類の変更特例を適用する職員がいる場合は、添付資料４を作成し併せて提出してください。（障害福祉課長通知４ページ参照）

**３．提出方法**

**持参又は郵送（令和元年８月３０日（金）消印有効）**

　　※　本計画書の提出に対し、京都府から受理通知は発行いたしません。受理確認が必要な場合は、控えと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。